○帯広市一般廃棄物収集運搬業務総合評価方式試行要綱

令和2年9月15日 改正 令和3年9月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、帯広市が実施する一般廃棄物収集運搬業務に係る委託契約のうち、 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定 に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と する方式(以下「総合評価方式」という。)により、契約の相手方を決定する方法を試 行する場合の手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 総合評価方式により入札を行う一般廃棄物収集運搬業務(以下「対象業務」という。)は、業務の適正性及び確実性を確保するため、入札者の業務の履行体制、業務実績及び社会性等(以下「技術提案」という。)と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる業務とする。

(総合評価の方法

- 第3条 この要綱において行う総合評価方式とは、次のいずれかの方式によるものとする。
 - (1) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい対象業務において、簡易な業務の処理計画の ほか、企業の適格性、業務実績及び履行体制等に係る評価項目と入札価格を総合的に 評価する方式
 - (2) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい小規模な対象業務において、企業の適格 性、業務実績及び履行体制等に係る評価項目と入札価格を総合的に評価する方式
- 2 前項各号の総合評価方式による技術提案の内容は、業務の適正性及び確実性の確保な ど、帯広市に最も有利となる調達が可能となる提案について定めるものとする。 (入札手続)
- 第4条 総合評価方式により入札を行うときは、この要綱により実施するものとし、この 要綱に定めのない事項については、帯広市契約規則(昭和39年規則第22号)の規定によ るものとする。

(総合評価審査委員会)

- 第5条 総合評価方式の実施に当たり、次に掲げる事項に係る審議、評価等を行うため、 帯広市一般廃棄物収集運搬業務総合評価審査委員会(以下「総合評価審査委員会」とい う。)を置く。
 - (1) 対象業務の選定
 - (2) 令第167条の10の2第3項の規定により定める総合評価方式により落札者を決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)の設定
 - (3) 技術提案の評価
 - (4) 次条に規定する学識経験を有する者への意見聴取
- 2 前項の定めによるもののほか、総合評価審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項 は、別に定める。

(学識経験を有する者の意見聴取)

第6条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ令第167条の10の2 第4項及び第5項の規定による意見聴取について、地方自治法施行規則(昭和22年内務 省令第29号) 第12条の4の規定に基づく2人以上の学識経験を有する者から行った後、 定めるものとする。

- 2 前項の意見聴取は、次により総合評価審査委員会に行わせるものとする。
 - (1) 総合評価審査委員会は、前条第1項第2号の規定により落札者決定基準を設定する にあたり留意すべき事項について意見を聴き、当該落札者決定基準に基づき落札者を 決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかを併せて意見を聴くも のとする。
 - (2) 総合評価審査委員会は、前号により落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるとした場合、当該落札者を決定しようとするときに意見を聴くものとする。

(入札の参加申請)

- 第7条 入札に参加しようとする者は、総合評価方式入札参加資格審査申請書(様式第1号の1及び様式第1号の2)に次に掲げる書類のうち必要なものを添付し、市長が指定した日までに提出しなければばらない。
 - (1) 業務上配慮すべき事項に係る技術的所見(様式第2号)
 - (2) 収集運搬業務の実績調書(様式第3号)
 - (3) 収集運搬業務の従事者及び作業車両調書(様式第4号)
 - (4) 地域貢献確認調書(様式第5号)
 - (5) 資本関係・人的関係調書(様式第6号)
 - (6) 共同企業体協定書(甲)(様式第7号)
 - (7) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の書類の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。 (落札者の決定方法)
- 第8条 落札者は、次に掲げるすべての項目に該当する入札者のうち、落札者決定基準に 基づいて評価を行った結果により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い 者とする。
 - (1) 予定価格の制限の範囲内でもって行われた入札であること。
 - (2) 帯広市一般廃棄物収集運搬業務低入札価格調査実施要領(以下「低入札価格調査要領」という。)第6条の規定による失格判断基準を上回る入札であること。
 - (3) 低入札価格調査要領第9条第2項の規定により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとされた者でないこと。
 - (4) その他、入札公告等において定めた入札参加資格等をすべて満たしていること。
- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札の公告等)

- 第9条 総合評価方式により入札を行うときは、次に掲げる事項を掲示するものとする。
 - (1) 総合評価方式を採用していること。
 - (2) 技術提案に関する評価項目及びその配点に関すること。
 - (3) 落札者の決定方法に関すること。
 - (4) 総合評価に関する審査結果の公表に関すること。
 - (5) 技術提案に関する評価について、疑義の照会ができること。

(6) その他必要と認めること。

(技術資料の評価)

- 第10条 市長は、技術提案の評価について、総合評価審査委員会の審議を経た後、決定するものとする。
- 2 前項の評価は、提出のあった技術提案に係る資料(以下「技術資料」という。)に基づき、評価項目への対応、業務の適正性及び確実性を評価し、併せて記載事項の確認を行った結果により得られた数値(以下「技術評価点」という。)を算出するものとし、必要に応じて当該入札者に対して技術資料に関する説明を求めるものとする。
- 3 提出を求めた技術資料の全部若しくは一部を提出しない場合、技術資料の全部若しくは一部に記載漏れ等があり適正な評価ができない場合又は技術資料に虚偽の記載がある場合その他技術資料に関して適正な評価ができないと認められる場合には、技術評価点の全部若しくは一部を評価しない、又は当該入札への参加を認めないものとすることができるものとする。

(入札結果の公表)

第11条 第8条により落札者が決定した場合は、総合評価競争入札結果一覧表(様式第8号)により公表を行うとともに総合評価方式による入札の落札者等について(様式第9号)により入札参加者に通知するものとする。

(苦情の申立)

- 第12条 入札者は、前条により公表された入札結果のうち、自らの技術評価点に疑義がある場合は、入札結果の公表の翌日から起算して3日(帯広市の休日を定める条例(平成3年条例第24号)に規定する休日を含まない。)以内に、市長に対して疑義の照会を行うことができるものとする。
- 2 前項の照会を行う場合は、市長に対して書面によりこれを行わなければならない。この場合において、当該書面は持参するものとし、郵送、ファクシミリ及び電子メールによる照会は受け付けないものとする。

(提案の履行確保)

- 第13条 市長は、落札者が提出した技術提案にあっては、落札者と契約を締結する際、その内容を契約の特約条項として約定し、その履行を確保するものとする。
- 2 市長は、前項の特約条項を含む契約内容の履行確認のため、受託者に対して必要な書類の提出を求めること、その他必要な調査を行うことができるものとする。

(約定内容が履行されないときの措置)

- 第14条 市長は、前条第1項の規定に基づき約定した内容(以下「約定内容」という。) について、受託者が正当な理由なく履行しないときは、是正するよう指示するものとする。
- 2 市長は、受託者が前項の指示に従わないとき、又は約定内容の性格上是正することができないことが明らかであると認めるときは、第10条第2項の規定に基づき算出した技術評価点と実際の履行内容をもとに算出した技術評価点との差を算出し、当該契約を締結した日の翌日から起算して5年を経過する日までの間において実施する対象業務に係る入札に当該受託者が参加した際、当該受託者に対する技術評価点から減じることができるものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第15条 入札参加の申請書類に関して、提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為

があると認められる場合には、契約の解除又は指名停止措置要領の規定による指名停止 等の措置を行うことができるものとする。

(秘密の保持)

第16条 総合評価に関する審査結果を除き、この要綱に基づき申請者から提出された資料等は、公表しないものとする。

附則

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

附 則(令和3年9月30日)

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

様式第1号の1 (単体用、第7条関係)

総合評価方式入札参加資格審査申請書

年 月 日

帯広市長

様

申請者住所商号又は名称代表者氏名

印

年 月 日付で入札公告のありました次の業務に係る総合評価方式入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件をすべて満たしていること並びに本申請書及び添付書類のすべて の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名

2 添付書類

添付の有無	添付書類の名称
	業務上配慮すべき事項に係る技術的所見〔様式第2号〕
	収集運搬業務の実績調書 〔様式第3号〕
	収集運搬業務の従事者及び作業車両調書〔様式第4号〕
	地域貢献確認調書〔様式第5号〕
	資本関係・人的関係調書〔様式第6号〕
	財務諸表(貸借対照表、損益計算書)
	その他書類 ()

注)添付した書類は、「添付の有無」欄に○印をつけてください。 なお、添付が必要な書類は、告示で確認をしてください。

様式第1号の2 (共同企業体用、第7条関係)

総合評価方式入札参加資格審査申請書

年 月 日

帯広市長

様

申 請 者(共同企業体名)

特定委託業務共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

年 月 日付で入札公告のありました次の業務に係る総合評価方式入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件をすべて満たしていること並びに本申請書及び添付書類のすべて の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務名

2 添付書類

添付の有無	添付書類の名称
	業務上配慮すべき事項に係る技術的所見〔様式第2号〕
	収集運搬業務の実績調書 〔様式第3号〕
	収集運搬業務の従事者及び作業車両調書〔様式第4号〕
	地域貢献確認調書〔様式第5号〕
	資本関係・人的関係調書 〔様式第6号〕
	共同企業体協定書(甲)[様式第7号]
財務諸表(貸借対照表、損益計算書)	
	その他書類 ()

注)添付した書類は、「添付の有無」欄に○印をつけてください。 なお、添付が必要な書類は、告示で確認をしてください。

様式第2号(第7条関係)

業務上配慮すべき事項に係る技術的所見

申請者

商号又は名称

(共同企業体の場合は企業体名を冠すること)

業	務	名	
業務上	の配慮	事項	
配慮事	項の対策	方法	
20 1	N 3153	10 =V	

注1)必要に応じて説明図表を貼付してください。

注2)申請者が共同企業体の場合は、申請者に企業体名を冠した上で、代表者が作成してください。

様式第3号(第7条関係)

収集運搬業務の実績調書

申請者

商号又は名称

(共同企業体の場合は企業体名を冠すること)

1 一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業許可の取得・業務経験状況

一般廃棄物収集	運搬業	産業廃棄物収集	運搬業			
新規許可取得年月日 業務経験年数		新規許可取得年月日	業務経験年数			
		一般廃棄物収集運搬業 新規許可取得年月日 業務経験年数				

- 注1) 一般廃棄物処理業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付してください。
- 注2)取得年月日は和暦で記入してください。(例:令和2年4月1日)
- 注3)業務経験年数は、 年4月1日現在の見込み年数を記入してください。
- 2 廃棄物の収集運搬実績 (年4月1日~年3月31日までの実績)

一般廃棄物収集	運搬業	産業廃棄物収集運搬業		
収集運搬実績 契約事業所数		収集運搬実績	契約事業所数	
トン	力所	トン	力所	

- 注1) 収集運搬実績は、契約事業所から排出された廃棄物の年間収集量を記入してください。 現在、市の家庭ごみの収集運搬業務受託者は、当該業務の年間収集量を記入してください。
- 注2) 契約事業所数は、定期的(月1回以上)に廃棄物の収集運搬を行っている事業所数を 記入してください。
- 注3) 一般廃棄物及び産業廃棄物の両方を同一の事業所と契約している場合には、それぞれ 1事業所としてカウントしてください。
- 注4) 市の家庭ごみ収集運搬業務受託者について廃棄物の収集運搬実績が委託業務のみの場合には、一般廃棄物収集運搬業の契約事業所数に「1」と記入してください。

様式第4号(第7条関係)

収集運搬業務の従事者及び作業車両調書

申請者

商号又は名称

(共同企業体の場合は企業体名を冠すること)

1 運転手及び作業員名簿

番号	(ふりがな) 氏名	年 (年 月	静 日現在)	招	采用年	手月 日		備考
1				4	年	月	日	
2				4	年	月	月	
3				4	年	月	目	
4				4	年	月	日	
5				4	年	月	日	
6				4	年	月	日	
7				4	年	月	日	
8				4	年	月	日	
9				4	年	月	日	
10				1	年	月	月	

- 注1) 本業務を受託するにあたり、収集運搬業務に従事可能な既雇用者(運転手及び作業員) を記入してください(委託業務開始までは、他業務に従事可能)。
- 注2) 記載した人員については、従業員名簿の写しを添付してください。

2 作業車両

2 11-2	· 下来中的									
番号	自動車	車名及び	初年度	有効期間	区分	備考				
留り	登録番号	最大積載量	登録月日	満了日	区分	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
1					保有・賃借					
2					保有・賃借					
3					保有・賃借					
4					保有・賃借					

- 注1) 本業務に使用予定の作業車両 (既に保有又は賃借しているもの) を記入してください。
- 注2) 自動車登録番号等については、自動車検査証と同様に記載してください。
- 注3) 代替車両 (予備車両) として使用する予定の車両は、備考欄に「予備車」と記載してください。

様式第5号(第7条関係)

地域貢献確認調書

申請者

商号又は名称

(共同企業体の場合は企業体名を冠すること)

1 環境への配慮

(1) ISO14001 の認証取得	あ	ŋ	•	な	L	
(2) 上記(1) で「なし」としたとき、エコ アクション 21 又は北海道環境マネジメン	あ	ŋ		な	l	
トスタンダードの認証取得						

注)「あり」に○印を付けた場合、認証登録の写しを添付してください。

2 防災協定

(1) 帯広市との災害時における協力に関する	あ り・	なし
協定書の締結 ※帯広市と防災協定を締結している業界団体	※業界団体が締結してい	いる場合
の構成員となっている場合を含む	団体名〔)
(2) 上記(1) で「なし」としたとき、北海	あ り・	なし
道と災害廃棄物の処理等の支援に関する協 定を締結している業界団体の構成員	団体名〔)

- 注1)(1)で「あり」に○印を付けた場合、帯広市と個別に協定書を締結しているときは、 その写しを添付し、帯広市と防災協定を締結している業界団体の構成員であるときは、そ の団体名を記載してください。
- 注2)(2)で「あり」に○印を付けた場合、北海道と協定を締結している業界団体の団体名を記載してください。
- 3 障害者雇用の状況

171 17271 7 700				
(1) 障害者の雇用の有無	あ	り	な	L

注)「あり」に〇印を付けた場合、障害者雇用報告書の写し又は障害の程度及び雇用を確認できる書類(身体障害者手帳、雇用保険被保険者証など)の写しを添付してください。

4 おびひろ救命アシスト事業への協力の状況

(1) おびひろ救命アシスト事業協力対象施設の有無 あ り ・ な し

注)おびひろ救命アシスト事業の協力対象施設として、協力証の交付を受けた施設について、 「あり」又は「なし」のいずれかに〇印を付けてください。

5 帯広市子育て応援事業所登録の状況

(1) 帯広市子育て応援事業所の登録の有無 あり・なし

注)「あり」に〇印を付けた場合、帯広市子育て応援事業所登録通知の写しを添付してください。

様式第6号(第7条関係)

資本関係·人的関係調書

年 月 日

帯広市長

様

申 請 者 住 商号又は名称 代表者氏名

印

(共同企業体の場合は企業体名を冠すること)

申請日現在において、他の帯広市競争入札参加資格者との間における資本関係・人的関係は、次 のとおりです。

記

- 1 他の「帯広市競争入札参加資格者」との間における特定関係 [あり ・ なし]
- (1) 資本関係がある他の資格者
 - ア 親会社の関係にある他の資格者

WALE WITH THE STATE OF THE STAT		
商号又は名称	所在地(市町村名等)	備考

イ 子会社の関係にある他の資格者

٠.	7 A L DOMINOUS SILE MILE		
	商号又は名称	所在地(市町村名等)	備考

(2) 人的関係がある他の資格者

商号又は名称	所在地 (市町村名等)	備考

- 注1 1については、どちらかを○で囲んでください。

- 「「なし」を○で囲んだ場合 (1)及び(2)の記入は不要です。
 ②「あり」を○で囲んだ場合 以下のとおり記入してください。
 「本業務の告示で示した参加資格要件を有する帯広市競争入札参加資格者を記入してく ださい。このため、本業務の告示で示した資格を有しない者については記入が不要です。
- Ⅱ 「所在地(市町村名等)」について、道内の資格者は、「主たる営業所が存する市町村名」を、道外の資格者は、「主たる営業所が存する都府県名」を記入してください。 2 申請者が共同企業体の場合は、申請者に企業体名を冠した上で、構成員ごとに作成してく
- ださい。 3 この調書を提出後、入札執行までの間に、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合には、 遅滞なく提出してください。

様式第7号(第7条関係)

共同企業体協定書(甲)

(目的)

- 第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
 - (1) 帯広市発注に係る一般廃棄物収集運搬業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下 「受託業務」という。)
 - (2) 前号に付帯する業務

(名 称)

第2条 当共同企業体は、 ・ 特定委託業務共同企業体(以下「企業体」 という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、受託業務の委託契約の履行を完了するまでは解散することができない。
- 2 受託業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該 受託業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、

を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、受託業務の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該受託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、この構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(構成員名) %

(構成員名) % (構成員名) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、当企業体

の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、受託業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、受託業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。 (取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取り引きするものとする。

第12条 当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。

(損益の分担)

(決 質)

第13条 前条の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第8条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第 15 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が受託業務を完了する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して受託業務を完了する。
- 3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が 有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規 定による割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を 生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を 控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。 (構成員の除名)
- 第 16 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の 除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構 成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第15条第 2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 18 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 19 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成 員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり特定委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため帯広市長に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称 特定委託業務共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

委 任 状

帯広市長 様

私は、を代理人と定め帯広市から発注される「」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する事項

年 月 日

共同企業体の名称 特定委託業務共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

様式第8号(第11条関係)

総合評価競争入札結果一覧表

入札日	業務名	予定価格	評価方法

[総合評価結果]

Cite II						
入札者	入札金額(税抜き) (千円)	技術評価点	標準点+ 技術評価点	評価値	摘要	備考

様式第9号(第11条関係)

第 号 年 月 日

(入札参加者) 様

帯広市長 印

総合評価方式による入札の落札者等について

次の業務の落札者名及び評価値について、通知します。

記

- 1 業務名

 2 入札日
 年月日

 3 落札者等
- (1) 落札者名
- (2)評価値

評 価 点 落札金額